

「お肉半島 おおすみ」魅力発信プロジェクト 業務委託仕様書

1 事業の目的

本県の和牛や豚・鶏肉などの畜産物は、生産量が日本一レベルであるが、全国的には、十分に認知されていない状況にある。

大隅地域は、その多くを生産する主産地であり、これらの畜産物を飲食・購入できる店舗等も多いことから、当該地域の観光資源となり得るこれらの施設を効果的にPRし、利用していただくことで、消費拡大や生産者の所得向上に資する。

2 委託業務の内容

具体的な内容は、別紙「「お肉半島 おおすみ」魅力発信プロジェクトに関する委託業務の内容」のとおり。

3 事業実施中の事故

事業の実施中における事故については、県は一切責任を負わないものとする。

4 業務の実施

- (1) 本事業が県との委託に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- (2) 本事業について、事業の終了後も含めて、今後、県監査委員の監査対象となる場合があるので、その場合は監査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。
- (3) 事業を実施するに当たり、県と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (4) 実績報告書の記載内容が確認できる書類を事業終了後5年間保存しておくこと。

5 業務の進捗状況等の報告

業務の進捗状況等の報告は、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、委託業務の進捗状況を適宜報告し、県との調整を図ること。
- (2) 委託業務が終了したときは、速やかに、実績報告書を作成し、県に提出すること。

6 成果品

- (1) 業務報告書（A4版で作成のこと。）1部。
- (2) 情報誌 1,000部。
- (3) 上記の資料等のデータが保存された電子媒体（MicrosoftWord, Excel 又はPowerPoint形式及び、これらをPDF形式に変換し、CD-R等に保存したものとする。なお、これらのソフトによらない場合は協議すること）1部。
- (4) 成果品は、実績報告書に付して提出するものとする。ただし、情報誌については、配布後の残部を提出すること。
- (5) その他、成果品として必要と認められるもの。

7 成果品の帰属

- (1) 本業務により作成された成果品に関する全ての権利は、受託者が従前有していたものを除き、委託者に帰属する。著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと。
- (2) 委託者は成果品について、加工及び二次利用できるものとする。

8 委託事業に係る経費等

- (1) 対象経費
 - ア 事業の実施に当たり特に直接必要と認められる経費
 - イ 管理費
- (2) その他
事業を実施したことを証する証拠書類等が確認できない場合は、委託費を減額する場合がある。

9 その他

受託者は、委託業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、県と協議すること。

「お肉半島 おおすみ」魅力発信プロジェクトに関する委託業務の内容

仕様書の「2 委託業務の内容」は、次のとおりとする。

- (1) 大隅産のお肉を飲食・購入できる店舗等を紹介する情報誌の作成・配布
- (2) 情報誌に掲載した店舗等でのPRイベントの開催

1 企画提案を求める具体的内容の項目

- (1) 大隅産のお肉を飲食・購入できる店舗等を紹介する情報誌の作成・配布

令和3年度に鹿児島県大隅地域振興局で作成した、「大隅肉本」の内容をベースとし、情報の更新等を行い、リニューアルして制作すること。

また、制作後は県内観光拠点、交通拠点等に配布すること。

ア 掲載内容

- ① 大隅広域観光開発推進会議が作成する「お肉街道」ルート図
- ② 大隅産お肉を取り扱っている直売所や飲食店及びHPなどの紹介
- ③ 上記②のお肉を生産している畜産農家紹介（数事例程度）
- ④ 大隅の畜産の紹介
- ⑤ その他、大隅地域のPRにつながる情報（観光スポット、道の駅等）

イ 情報誌の配置場所

- ① 情報誌に掲載された飲食店や販売所、食肉工場の直売所など
- ② 大隅地域の市町、観光拠点（情報誌に掲載されたスポット含む）、ホテルなど
- ③ 鹿児島県内の交通拠点（鹿児島中央駅、鹿児島空港、フェリーさんふらわあ船内など）
- ④ その他目的達成にふさわしいと思われる場所

ウ 留意事項

事業実施にあたっては、「大隅広域観光開発推進会議」と十分に連携すること。

※ 「大隅広域観光開発推進会議」

大隅地域の広域的な観光開発推進と観光事業の普及発展を目的とする団体。

大隅4市5町（鹿屋市、垂水市、志布志市、曾於市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町）が会員。事務局は、鹿屋市農林商工部ふるさとPR課。

- (2) 情報誌に掲載した店舗等でのPRイベントの開催

ア 内容

- ① (1)に掲載している店舗等でのお肉フェアなど、大隅産のお肉のPRイベントの開催
- ② 本年10月23日に本地域で開催される「全国農業担い手サミットinかごしま」の情報交換会（鹿屋市、志布志市）でのPR活動
- ③ PRイベントの集客につながるようなプレゼント企画や、のぼり、ポスター、SNS等を活用した効果的な周知の実施

イ 実施期間

令和7年10月下旬頃から11月29日（いい肉の日）にかけて1ヶ月程度

ウ 留意事項

- ① PRイベントは、「お肉街道」の同じルート上にあるなど、一定のまとまりを持った複数の店舗等で開催すること。
- ② 「全国農業担い手サミットinかごしま」情報交換会でのPR活動にあたっては、両地域実行委員会（事務局：大隅地域振興局農政普及課（肝属地域）、畑地かんがい農業推進センター農業普及課（曾於地域））と十分に連携すること。
- ③ プレゼント企画については、PRイベント参加店の対応が煩雑にならないよう、ポスター、POP、Web等で案内及び応募が可能な方法とすること。また、プレゼント（畜産物等）に要する経費は、委託費内から負担すること。

2 効果検証

プレゼント企画等の応募者を対象としたアンケート調査等を実施することにより、効果を分析すること。なお、アンケート内容、実施方法等については大隅地域振興局と協議の上決定すること。

3 その他

企画全体にあたっては、次のことに留意すること。

- (1) 各委託内容が連動性、繋がりを持った形に工夫すること。
- (2) 事業実施にあたっては、各市町、関係団体等と連携を図ること。
- (3) 事業実施に係る費用は、全て委託費の範囲から支出すること。
- (4) 事業実施において、費用対効果、関係法令や安全に配慮すること。